

早島町入札参加資格審査申請書提出要領（物品・役務）

【令和8年度（中間年）の追加申請】

令和8年度に早島町が発注する物品・役務の入札（見積りを含む。）に参加を希望する方は、次により入札参加資格審査申請書を提出してください。

※今回の申請は、令和7年度・令和8年度入札参加資格（有効期間2年間）の中間年に追加の申請を受け付けるものです（有効期間1年間）。

令和7年4月に申請し、令和7年6月から2年間有効の入札参加資格を有している方で、業種の追加を希望しない方は今回の申請は不要です。

1 申請者の要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 業務の種類に応じて必要な資格を有する者を常時勤務するものとして有していること。
- (3) 営業に関して免許、許可、認可、資格等を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていること。
- (4) 代表者又は役員等が暴力団員でないこと。また、代表者又は役員等が暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 国税及び地方税を完納していること。
- (6) 引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていること。

2 受付期間と提出方法

・令和8年4月1日（水曜日）から令和8年4月30日（木曜日）まで

※申請書類は、原則郵送により提出してください（令和8年4月30日（火曜日）消印有効）。

3 提出先・問合せ先

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1 早島町役場総務課
TEL 086-482-0611 FAX 086-482-3405

4 提出書類作成手順

(1) 「申請支援サービス」への入力、申請書類のダウンロード・印刷

- ・早島町ホームページからリンクされている「申請支援サービス」で必要事項を入力し、申請書等の関係書類をダウンロードして印刷します。

※書類の受付期間は4月ですが、「申請支援サービス」への入力は3月から可能です。

※入力方法など詳しくは別添の早島町ホームページ掲載の「申請支援サービス登録方法（物品・役務）」（PDF）と「申請支援サービス」内の「説明はこちら」ボタンによりご確認ください。

※申請の電子化ではありませんので、申請書類を印刷して紙での提出が必要です。

※印刷した申請書類は記入漏れが無いか確認の上、必要箇所に押印してください。

※「申請支援サービス」入力後にダウンロードする申請書類の日付は、自動的に「申請支援サービス」に登録した日が反映されます。3月の日付の場合や、他の書類と日付にずれがある場合もそのまま提出してください。

※なお、「申請支援サービス」での登録を原則としますが、パソコンを使用できる環境に無いなど、「申請支援サービス」を利用できない場合は、早島町ホームページから「早島町入札参加資格審査申請書（物品・役務）」の様式をダウンロードして、各書類に必要事項を記入して提出いただくことも可能です。

(2) ファイルへの申請書類の綴じこみ、インデックス

- ・印刷した「提出書類リスト兼チェックリスト」に示された順番で A4 フラットファイル（ピンク色）に申請書類を綴じ、ファイルの表紙と背表紙に商号又は名称を記入してください。各書類には、「提出書類リスト兼チェックリスト」の「No.」と同じ番号を書いたインデックスを貼ってください（No. 15・16を除く。）。

(3) 提出書類の郵送

- ・綴じたファイルを送付する際の封筒には「**入札参加資格審査申請書在中**」と**朱書き**し、受付期間内に郵送（4月30日消印有効）で提出してください。

※記入漏れ、押印漏れ等がないように注意してください。

※後日、受付票（申請者控）を返送しますので、必ず切手を貼った返信用封筒（宛名記入したもの）を同封してください。

※やむをえず持参する場合も必ず切手を貼った返信用封筒（宛名記入したもの）を同封してください。

5 入札参加資格の有効期間

- ・**令和8年6月1日から令和9年5月31日まで**

※今回の申請は、令和7年度・令和8年度入札参加資格（有効期間2年間）の中間年の追加申請であるため、有効期間は1年間です。

6 提出書類一覧表

- ・提出書類には、「申請支援サービス」でダウンロードして印刷する書類と、印鑑証明書等の証明書類(写しも可)とがあります。別添の「提出書類一覧表」(PDF)をご確認の上、ご準備ください。

7 その他

- (1) 入札参加資格を有して以降、申請内容に変更があった場合は、速やかに変更届及び添付書類を提出してください。変更届の提出が必要な変更事項、様式等については、早島町ホームページをご確認ください。